

# 重要事項説明書

<別紙1>

飯山介護老人保健施設みゆきのご案内  
(令和6年6月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 飯山介護老人保健施設みゆき
- ・開設年月日 平成14年5月1日
- ・所在地 長野県飯山市大字下木島9番地
- ・電話番号 0269-81-3850
- ・ファックス番号 0269-81-3851
- ・管理者名 医師 湯本 一彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2051380018号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[飯山介護老人保健施設みゆきの運営方針]

「介護老人保健施設の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。」「入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。」「明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。」

(3) ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制	業務内容
管理者	1名	常勤	従業員の管理、利用調整等
医師	1名	常勤	利用者の診察、計画作成等
理学療法士等	1名以上	常勤	リハビリテーションの実施等

(4) 営業時間

営業日 月曜日から日曜日、ただし、1月1日から1月3日までを除く。  
営業時間 午前8時30分～午後5時30分

2. 提供するサービス内容

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- (2) 機能訓練（リハビリテーション）・自主トレーニングの助言
- (3) 日常生活動作練習（食事、整容、更衣、排泄、入浴）
- (4) 日常生活関連動作練習（洗濯、掃除、料理、趣味活動、買い物、旅行計画等）
- (5) 環境整備・設定
- (6) 住宅改修の助言
- (7) 福祉用具の助言
- (8) 介護者への助言

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 飯山赤十字病院
- ・住所 長野県飯山市大字飯山 226-1
- ・電話 0269-62-4195

・協力歯科医療機関

- ・名称 内山歯科クリニック
- ・住所 長野県飯山市田町 2775
- ・電話 0269-62-2663

・緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 要望及び苦情等の相談

当施設には介護支援専門員及び支援相談員が勤務おりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

- ・飯山介護老人保健施設みゆき TEL0269-81-3850

その他の苦情処理窓口

- ・長野県介護支援課 TEL026-235-7121
- ・飯山市保健福祉課 TEL0269-62-3111
- ・長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口 TEL026-238-1580

5. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について  
（令和6年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）訪問リハビリテーションの基本料金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は自己負担割合が1割の方の自己負担分です）

【20分の場合】

訪問リハビリテーション費：308円/日  
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：6円/日  
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：3円/日  
計画診療未実施減算：-50円/日

【40分の場合】

訪問リハビリテーション費：616円/日  
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：12円/日  
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：6円/日  
計画診療未実施減算：-100円/日

【60分の場合】

訪問リハビリテーション費：924円/日  
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：18円/日  
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：9円/日  
計画診療未実施減算：-150円/日

【共通】

短期集中リハビリテーション加算（退院・退所日から3月以内）：200円/日  
リハビリテーションマネジメント加算イ：180円/月  
リハビリテーションマネジメント加算ロ：213円/月

※事業所医師が計画の説明実施：上記に加え270円/月

移行支援加算：17円/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（退院又は開始日から3月以内）240円/日

口腔連携強化加算：50円/回（月1回を限度）

退院時共同指導加算：600円/回（退院につき1回まで）

高齢者虐待防止措置未実施減算：-1%/日

業務継続計画未策定減算：-1%/日

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金

利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は自己負担割合が1割の方の自己負担分です）

【20分の場合】

訪問リハビリテーション費：298円/日

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：6円/日

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：3円/日

計画診療未実施減算：-50円/日

12月超減算：-30円/日

【40分の場合】

訪問リハビリテーション費：596円/日

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：12円/日

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：6円/日

計画診療未実施減算：-100円/日

12月超減算：-60円/日

【60分の場合】

訪問リハビリテーション費：894円/日

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：18円/日

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：9円/日

計画診療未実施減算：-150円/日

12月超減算：-90円/日

【共通】

短期集中リハビリテーション加算（退院・退所日から3月以内）：200円/日

口腔連携強化加算：50円/回（月1回を限度）

退院時共同指導加算：600円/回（退院につき1回まで）

高齢者虐待防止措置未実施減算：-1%/日

業務継続計画未策定減算：-1%/日

(3) 交通費

・原則いただきません。

・通常の事業の実施地域外のみ、実施地域を超えた所から、片道分を1kmあたり20円として請求いたします。

(4) キャンセル料

いただきません。事前に分かる場合は調整いたしますので、担当とご相談ください。

(5) 支払い方法

・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落とし、銀行振込等があります。入所契約時にお選びください。